

10 農福連携に取り組みたいとき

◎鹿屋市農福連携マッチング支援事業補助金

助成の対象者は？	<ul style="list-style-type: none">・農福連携に継続的に取り組むため、農福連携における課題抽出や課題解決等を図ろうとする農業者 (鹿屋市内に住所等を有するもの) <p>※ 農福連携とは、障がい者の農業分野での活躍を通じて農業経営の発展とともに障がい者の社会参画を促す取組のこと。</p>
助成の内容は？	<ul style="list-style-type: none">・農業者が福祉事業所（就労継続支援B型事業所）に農作業を委託する場合の農作業委託料を助成 補助率 1 / 2 以内（補助対象農作業日数40日以内）
助成の要件は？	<ul style="list-style-type: none">・農福連携の効果や課題を収集・分析し、鹿屋市農福連携ネットワーク会議の参加者と情報を共有すること
申請に必要なものは？	<ul style="list-style-type: none">・事業計画書・滞納なし証明
申請の時期は？	随時（ただし、予算上限となるまで）
問合せ・窓口は？	農政課担い手育成係 (市役所本庁舎 2 階) TEL : 31-1183